業務委託契約における賃金水準の変動を反映した契約金額変更の取扱いについて

2025（令和7）年3月28日

　賃金等の急激な変動に対処するため、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（以下「スライド特約条項」という。）を適用して、請負代金額を変更する場合の取扱いを次のとおり定めたので、適切な事務処理を行ってください。

記

１　適用対象業務

（１）釧路市が発注する建物の清掃業務、人的警備業務、ボイラー等運転管理業務及びその他市長が特に認める業務のうち、履行期間が１年を超えるものであること。

（２）契約金額の変更の請求にあたっては、２（３）に定める残履行期間が２（２）に定める基準日から２か月以上あること。

（３）市及び受注者による適用対象業務の確認時期は、履行開始日から12か月経過後で、かつ履行開始日以降に新たな賃金水準の適用があった場合とする。なお、２回目以降のスライドは前回スライドから12か月経過後で、かつ前回スライド以降に賃金水準の変動がなされた場合とする。

（４）対象となる業務の契約書には通常の約款のほかに別記「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」を添付するものとする。

（５）対象となる業務は、入札公告、指名通知、仕様書等に対象契約であることを明記するとともに、仕様書において連動する賃金水準を明示する。

２　請求日及び基準日等について

　　請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

　（１）請求日

　　　　スライド変更の可能性があるため、受注者又は市が請負代金額変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

　（２）基準日

　　　　請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14日以内で市と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。

　（３）残履行期間

　　　ア　基準日以降の履行期間とする。

　　　イ　基準日までに変更契約を行っていない場合でも、履行期間の延期が明らかな場合は、その延期期間を考慮することができるものとする。

３　スライド協議の請求

（１）受注者又は市からのスライド協議の請求は、書面（様式１－１又は１－２）により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

　（２）（１）の請求を受けた時又は行った時は、スライド特約条項第５条の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を定め、受注者に通知するものとする。ただし、請求日から起算して７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者が協議開始の日を定め、市に通知することができるものとする。

４　スライド額の算出方法

　　請負代金額の変更については、次により算定した金額により、スライド特約条項第３条の規定に基づき市と受注者が協議して定め、書面により受注者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、市が定め、受注者に通知するものとする。

（１）賃金水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該業務に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の１に相当する金額を超える額とする。

　（２）増額スライド額の算出については、次式により行う。

ア　増額スライド額の算出

Ｓ増＝｛変更後の市積算額（未履行分）－変更前の市積算額（未履行分）｝

×落札率－（未履行分契約金額×１／100）

※いずれも税抜の金額で算出する。

※未履行分契約金額×１／100：１円未満の端数切捨て

イ　「変更後の市積算額」の算出

変更前の未履行分の業務費積算内訳の直接人件費に、積算当初に見込んだ人件費の上昇に対する労務単価又は最低賃金の実際の上昇の率（以下「上昇率」という。）を乗じて、変更後の直接人件費を算出する。

また、変更前の業務費積算内訳における業務管理費率（直接業務費に対する業務管理費の率）及び一般管理費率（業務原価に対する一般管理費の率）を計算し、変更後の直接人件費に直接物品費（なお、直接物品費は変更の対象としないため、変更前の金額をそのまま使用する。）を加えた直接業務費に業務管理費率を、業務原価に一般管理費率をそれぞれ乗じて変更後の業務管理費、一般管理費を算出する。

それらを合計し、「変更後の市積算額」を算出する。

（３）減額スライド額の算出については、次式により行う。

ア　減額スライド額の算出

Ｓ減＝｛変更後の市積算額（未履行分）－変更前の市積算額（未履行分）｝

×落札率＋（未履行分契約金額×１／100）］

※いずれも税抜の金額で算出する。

※未履行分契約金額×１／100：１円未満の端数切捨て

イ　「変更後の市積算額」の算出

変更前の未履行分の業務費積算内訳の直接人件費に、上昇率を乗じて、変更後の直接人件費を算出する。

また、変更前の業務費積算内訳における業務管理費率（直接業務費に対する業務管理費の率）及び一般管理費率（業務原価に対する一般管理費の率）を計算し、変更後の直接人件費に直接物品費（なお、直接物品費は変更の対象としないため、変更前の金額をそのまま使用する。）を加えた直接業務費に業務管理費率を、業務原価に一般管理費率をそれぞれ乗じて変更後の業務管理費、一般管理費を算出する。

それらを合計し、「変更後の市積算額」を算出する。

５　スライド額の協議

（１）事前打合せ

対象業務において、スライド協議の請求可能日の１か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に市と受注者で事前打合せを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方を確認し、（２）以降の手続きに係る準備を進める。

また、市は受注者から協議の申し出がない場合も年１回はスライド額の試算を行い、スライド額が発生する見込みがある場合は受注者に協議を呼び掛けること。

（２）スライド協議の請求

スライド協議の請求は、履行開始日から12か月（２回目以降は前回スライド基準日から12か月。以下同じ。）経過後から可能。請求が必要である場合は、請求可能日以降速やかにスライド協議の請求書（様式１－１又は１－２）を受注者に提出させ（又は市が提出し）、スライド協議を行うこと。なお、請求に際しては、残履行期間が基準日から２か月以上あることが必要。

|  |
| --- |
| 【請求日及び基準日等の定義】  ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日。  ・基準日…請求日とすることを基本。また、請求があった日から起算して、14日以内で市と受注者とが協議して定める日とすることも可。  ・残履行期間…基準日以降の履行期間。  【例】履行期間：令和７年４月１日から令和10年４月30日まで（37か月）の場合  R10.5.1  R10.4.1  R7.4.1  R8.4.1  R9.4.1  1か月  12か月  12か月  12か月  ③請求不可  ①初回請求可能  ③２回目請求可能  履行確認  ①初回スライド協議は令和８年４月１日から請求可能で、令和８年４月１日が請求日の場合、原則として令和８年４月１日が基準日となる。  ②２回目のスライド協議は令和９年４月１日から請求可能で、令和９年４月１日が請求日の場合、原則として令和９年４月１日が基準日となる。  ③３回目のスライド協議は、令和10年４月１日以降の残履行期間が２か月未満であるため、請求することはできない。 |

（３）スライド額の基準日及び協議開始日の設定

市から受注者に対し、スライド額の基準日及び協議開始日について、書面（様式２－１又は２－２）により通知する。

（４）スライド額の算出

市は、前述の算出方法にてスライド額を算出する。

（５）スライド額の協議

算出したスライド額について、市と受注者で書面（様式３－１又は様式３－２、様式３－３又は様式３－４）により協議を行う。

受注者は、内容に異議のない場合は、回答期日（協議開始日から14日後（休日を含む。）の日）までに承諾書（様式４－１）を提出する。回答期日までに受注者の承諾を得られない場合は、スライド特約条項第３条ただし書きの規定に基づき、市から受注者に対し書面（様式４－２）によりスライド額を通知する。

なお、協議の結果スライド額が変動前の委託代金額の１％を超えない場合は、スライドの適用が認められない旨を市から受注者に対し書面（様式５）により通知する。

６　契約変更

市と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結する。

７　実施時期

　委託期間の始期が令和７年４月１日以後である契約から適用する。なお、すでに契約済みの業務については、受注者と協議の上必要に応じて契約変更により特約条項及び特記仕様書を追加することで適用するものとする。

８　その他

　本取扱いの実施フローについては、別紙１を参照すること。

（総務部契約管理課契約担当）